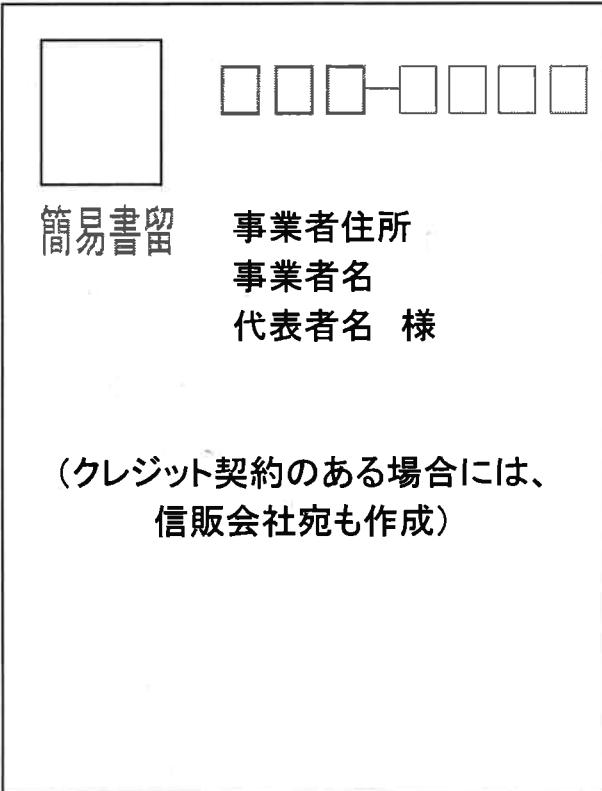
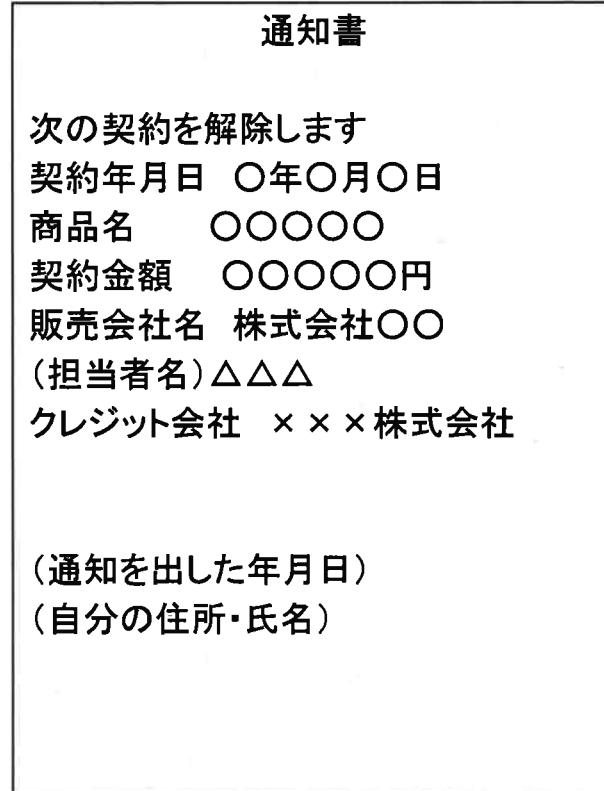


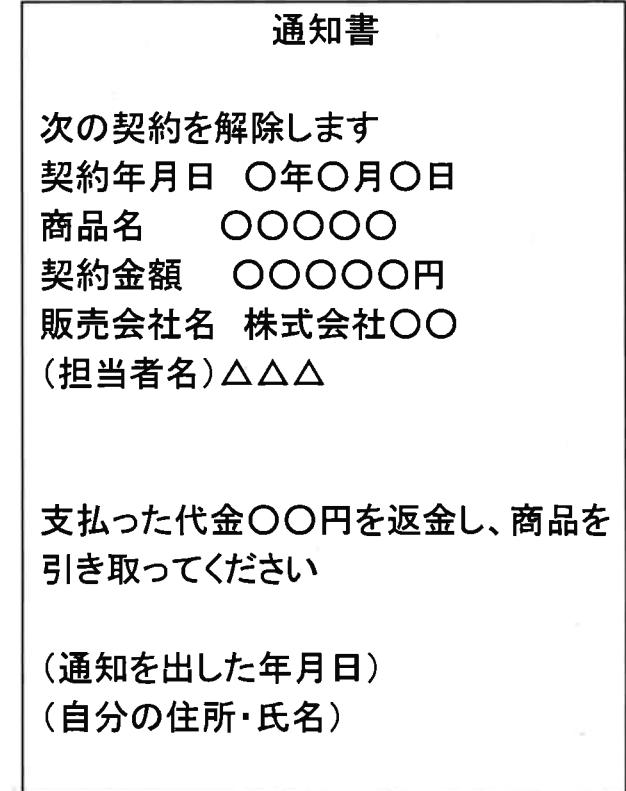
# クーリング・オフはがきの書き方



はがき表面



はがき裏面 クレジット会社宛



はがき裏面 販売会社宛

- ・はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。
- ・商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。
- ・記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。
- ・はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。
- ・クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。